

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

丸森町長 保 科 郷 雄

市町村名 (市町村コード)	宮城県丸森町 (04341)	
地域名 (地域内農業集落名)	大内地区 (大山、青葉上、青葉南、青葉北、横森、佐野、空久保、鬼ヶ柵、上町、下町、横手、黒佐野、東福田、南平、岩城、竹ノ内、台、松沢、山屋敷、中平、大森、七夕、南伊手、上北伊手、下北伊手、田辺、田林)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月18日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の平坦部においては、3つの集落営農法人を始めとした担い手への農地集積・集約が図られており、今後もこれらの経営体が農地の受け手として耕作していくと見込まれる。一方、山間部の農地は、これまで主として畜産農家が飼料作物の作付によって管理を行ってきたが、近年廃業する農家も出ているため、耕作放棄地の増加が懸念されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・平坦部のうち、東部地区では水稻作付を中心として、担い手間で農地利用調整を行いつつ、目標地図に基づき集積、集約を図っていく。
 ・平坦部のうち、西部地区では水稻作付を中心として、東部地区同様に担い手間で農地利用調整を行いつつ、目標地図に基づき集積、集約を図っていくが、西部地区の担い手が一つのチームとして農地を守っていく。
 ・山間部においては、中山間地域等直接支払制度の集落協定が中心となり、農地保全活動を行っていく。また、飼料作物やエゴマの作付けによって農地を維持していく。一方で高齢化により、これまで同様の集落協定の活動が難しい地域もあることから、保全が必要な農地を選定し維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	609.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	609.1 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・今後も農業者の減少が続くと予想されることから、耕作者が不在となる農地については、担い手や担い手以外の農業者の意向を把握しつつ、農地中間管理事業等を活用して担い手への農地集積を推進する。
 ・山間部においては、地区として将来的に保全が必要な農地を選定し、集落協定の活動で維持していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手へ農地を集積・集約する際には、原則として農地中間管理機構を活用するものとし、目標地図を基に農業委員や農地利用最適化推進委員が調整役を担う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の活用にあたっては、担い手や担い手以外の農業者の意向を把握した上で、生産性の向上や営農意欲の増進につながるよう配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
計画なし。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、本人の意向を踏まえながら担い手として育成していく。なお、育成に当たっては県やJA等と連携を図るものとする。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
計画なし。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①駆除隊による有害鳥獣の捕獲を徹底するとともに、防護柵の設置や被害に遭いにくい作物を選定し、鳥獣被害を防止する。

②価格が高止まりしている農業資材の使用低減や環境に配慮した持続可能な農業を実現するため、減農薬・減化学肥料栽培を推進する。

③経営の効率化を図るため、ドローンによる薬剤防除等のスマート農業を推進する。

⑨地域内にある堆肥センターの活用や養豚農家との連携により、耕種農家へ堆肥の提供を行っていく。